

習志野市指令ク推第3-7号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 船橋市高根町 2712 番地 1

氏名 株式会社 京葉総業
代表取締役 小出 勉
〔法人にあつては名称及び
代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

平成28年3月25日

習志野市長 宮本 泰介

許可番号	習志野市 第01-011号
許可有効期限	平成28年4月1日～平成30年3月31日
取扱廃棄物の種類	◎ごみに限る
収集運搬区域	習志野市全域
条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び施行規則、その他関係法令等を遵守すること。 2 収集運搬で、一般廃棄物が飛散、流出及び悪臭漏れのないようにすること。 3 処理施設への搬入時には、その施設の係員の指示に従うこと。 4 運搬機材等、申請時から変更がある場合は事前に変更届けを提出し、市の指示に従うこと。 5 収集運搬については分別を徹底し、再資源化及び減量化に協力すること。